

# 令和5年第1回

## 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第7号）を除く

議案第2号から第6号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

## 令和5年第1回教育委員会会議

1 日 時 令和5年1月24日（火）13時30分～14時40分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

|                  |         |
|------------------|---------|
| 教 育 長            | 檜 田 英 樹 |
| 委 員              | 佐 藤 淳   |
| 委 員              | 石 井 知 子 |
| 委 員              | 道 尻 豊   |
| 委 員              | 中 野 倫 仁 |
| 教育次長             | 竹 村 真 一 |
| 生涯学習部長（労務担当部長兼務） | 木 村 良 彦 |
| 学校ICT推進担当係       | 高 村 慎太郎 |
| 学校施設担当部長         | 池 田 秀 利 |
| 学校教育部長           | 長谷川 正 人 |
| 学びのプロジェクト担当係長    | 柴 垣 孝 治 |
| 児童生徒担当部長         | 廣 川 雅 之 |
| 教職員担当部長          | 三戸部 文 彦 |
| 調査係長             | 金 田 健一郎 |
| 労務担当課長           | 立 野 靖   |
| 総務課長             | 前 田 憲 一 |
| 庶務係長             | 上 野 千 沙 |
| 書 記              | 福 山 雄 基 |

4 傍聴者 1名

## 5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則案について

議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第7号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会委員の委嘱について

## 【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和5年第1回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、阿部夕子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第2号から第6号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第7号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号から第7号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎**議案第1号** 札幌市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則案について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○**労務担当部長** 議案第1号「札幌市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

お手元の議案第1号中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

職員の定年引上げに当たっては、令和4年11月17日開催の教育委員会会議において、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案」についてご審議いただき、同条例案は、同年第4回定例市議会において、可決・公布されました。

整備条例の改正により、職員の定年年齢の段階的引上げをはじめ、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などの諸制度が導入され、去る1月20日に開催された人事委員会会議において、人事委員会整備規則に係る議案が可決されたことを受けまして、教育委員会において、関係する規則について

所要の改正を行うものでございます。

人事委員会整備規則の改正事項のうち、本議案に係るものとして、大きく次の2点がございます。まず、こちらについてご説明いたします。

一つ目が、「主幹」の設置です。

管理監督職のうち局長職及び部長職については、降任後も長年の公務で培った知識、技術、経験を活用し、高い意欲を持って職務に精励できるよう、降任先として、課長職区分に新たに「主幹」を設け、非管理監督職の最上位として位置付けるものです。

次に、「副主幹」の設置です。

非管理監督職の係長職は、定年まで同じ職位で勤務することとなるため、一般職から昇任する係長ポストの空きが減少することが想定されます。

そこで、昇任必要数を維持し、若手・中堅職員の昇任機会を確保するため、60歳を超えた係長職の配置先として、係長職区分に、一般職定数の振替により新たに「副主幹」を設けるものです。

続きまして、本日お諮りする規則改正の概要について、主な内容についてご説明させていただきます。

はじめに、教育行政組織規則の一部改正についてです。

同規則では、教育委員会事務局に、特に必要があるときは、理事、担当部長、担当課長又は担当係長若しくは主査を設置できる旨を定めていますが、これに、新設される主幹及び副主幹を加えるものです。

また、担当課長、担当係長及び主査の分担する事務は部の長が定めることとしているところ、主幹及び副主幹の分担事務も同様、部の長が定める旨を規定するほか、所要の改正を行うものです。

次に、指導不適切教員規則の一部改正についてです。

まず、同規則の主旨についてですが、指導が不適切であると認定された職員に対しては、1年を超えない期間の範囲内で研修を実施し、研修期間を延長してもなお、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度にある教員に対しては、免職等の措置を講ずるものでございます。

再任用職員は、1年を超えない範囲で任期を定めることとされているため、翌年度任用しないことが可能であることを理由に同規則の適用対象外としていました。

この点、新設される定年前再任用短時間勤務職員は、採用の日から定年退職相当日に達するまでが任期とされており、任期が長期となることも見込まれるため、同規則の適用対象に含めることとするほか、定年の段階的引上げ期間中にお

ける暫定再任用職員については、再任用職員と同様、同規則の適用対象外とする改正を行うものです。

次に、教育会計年度勤務条件規則の一部改正についてです。

再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が新設されることに伴い、同規則中「再任用短時間勤務職員」の文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるほか、所要の改正を行うものです。

次に、教育特勤手当支給規則の一部改正についてです。

前述の教育会計年度勤務条件規則同様、再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が新設されることに伴い、「再任用短時間勤務職員」を意味する文言を「定年前再任用短時間勤務職員」を意味する文言に改めるほか、所要の改正を行うものです。

最後に、教育退職手当条例施行規則の一部改正についてです。

退職手当の基本額は、退職時の給料月額に勤続期間に応じた支給率を乗じて算定しますが、その勤続期間には再任用職員としての期間を含まないこととしており、今後生じる暫定再任用職員についても同様に、その期間を含まないこととする規定を附則に設けるほか、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和5年4月1日となります。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議案第1号について、札幌市教育委員会行政組織規則等の一部を改正することとしてよろしいか、ご審議のほどよろしく願います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**佐藤委員** 以前にもご説明いただきましたが、改めて管理監督職勤務上限年齢制とはどのような制度か教えてください。また、学校の先生が60歳を迎えた時にどのようになるのか、併せて教えてください。

○**労務担当課長** 管理監督職勤務上限年齢制については、組織の新陳代謝を確保することと組織の活力を維持することを目的に、管理監督職にある職員を非管理監督職に位置付けるというものです。国の制度にならい、地方公共団体においても、60歳到達後、管理職手当が支給されない非管理監督職に降任させるという内容になっております。先ほどご説明したとおり、局部長職は、非管理監督職にあたる主幹に降任することとなります。

学校の管理監督職の校長、教頭は、基本的には教諭に降任することになりますが、一部の方は主幹教諭に降任するほか、一部の校長・園長は特例任用校長・園長として残っていただくことを想定しています。

○佐藤委員 管理監督職は局長と部長だけということでしょうか。

○労務担当部長 課長職も含まれます。これまではすべての課長職が管理監督職とされていましたが、今回の改正において、非管理監督職の主幹を新設いたします。管理監督職の課長職は、非管理監督職の課長職である主幹に位置付けられることとなります。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

○檜田教育長 議案第2号から第7号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

**【議 事】**

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして、議案第2号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第2号は、「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。

本案は、2月13日開会予定の第1回定例市議会におきまして、札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案が提案され、その中に教育委員会事務局及び学校の職員分も含まれますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

早速ではございますが、【資料2】をご覧ください。

今回、意見を求められている部分は、第1条第3号の「教育委員会の職員」についてです。

まず、「ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員」についてです。

資料一番下のインデックス【参考資料】をご覧ください。

教育委員会事務局に属する職員について、給食費の公会計化に伴う徴収管理業務に対応するため、保健給食課に3名増員し、給食費事務係を新設いたします。

一方、学校施設の維持管理業務執行体制の見直しにより、学校施設課整備保全担当課長を減員し、現行の定数292人から294人に改正されます。

次に、「イ 学校に属する職員」についてです。【参考資料】をご覧ください。

教諭、学校事務職員等、学校に属する職員の定数が、現行の9,649人から、62人増加して9,711人に改正されます。

増員の主な理由は、少人数学級の拡大、特別支援学級に通う児童生徒数の増加に伴う教職員の増によるものです。

一方、減員の主な理由は、学校給食調理業務の委託化等に伴う調理員等の現業職員の見直しによるものです。

議案書にあるとおり、条例改正の内容は適当であるとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○檜田教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○佐藤委員 少人数学級の拡大を進めているかと思いますが、現在、クラスの平



均人数は何名ぐらいでしょうか。

○調査係長 1学級あたり30名弱となっています。小学校6年生まで拡大された場合は28名程度となる見込みです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 それでは、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」ご説明いたします。

2月13日招集予定の令和5年第1回定例市議会において、令和4年度一般会計補正予算案が提案される予定であり、その中に教育費予算も含まれます。このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該補正予算案に対する教育委員会の意見を市長に述べるものとなります。

それでは、今回の補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。意見書の次のページでございます、「令和4年度一般会計補正予算案について(総括表)」をご覧ください。

まず、1番目の項目「1歳入歳出予算」でございますが、今回の定例市議会には、歳入で3事業、計43億7,600万円、歳出で9事業、計121億9,500万円の補正案を提案させていただいております。

各事業に係る補正の内容につきましては、「令和4年度一般会計補正予算案について(項目別)」の資料にてご説明させていただきますので、ページを2枚おめくりいただき、右上に「別添2」と記載の資料をご覧ください。

初めに、「1 歳入歳出予算」「(1) 国の補正予算を受けての補正」でございますが、こちらは、令和4年度の国の補正予算を受け、早期の財源確保等を目的に、国費に相当する分を令和5年度当初予算から切出し、前倒しで予算化したうえで、その全額を令和5年度に繰り越すものとなります。

まず初めに、「ア 新型コロナウイルス感染症関連」でございますが、こちらは、幼稚園や各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要な衛生用品や備品の購入に係る費用のうち、国費に相当する分を計上したものととなります。

次に、「イ 学校施設整備関連」では、本表中、4事業それぞれの工事等に要する費用のうち、国費に相当する分を計上しております。

次に、「(2) 所要額の増加による補正」ですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖等となった期間の学校給食費に係る保護者負担分を市が負担するための経費を計上しております。

続いて、歳入歳出予算の最後の項目となります、「(3) 指定管理費見直し関係」ですが、こちらは、令和4年1月27日から10月31日までを対象期間とし、感染症対策を講じてもお感染リスクの回避が困難であると指定管理者が判断した場合の施設利用料のキャンセル分に係る見直し経費及び、昨今の光熱費高騰による影響額を踏まえた指定管理費の改定に要する経費を計上しております。

補正予算の説明、最後となりますが、ページを1ページお戻りいただき「2 繰越明許」をご覧ください。

こちらは、ただいま「1の歳入歳出予算」でご説明いたしました国の補正を受けて補正するものとした5事業に関連したものととなります。これら事業は、事業着手が年度末となり、当該年度中にその支出を終えることが困難となりますため、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費として設定させていただくものでございます。

なお、本表中1番上「学校改築費」と次の「学校給食施設整備費」につきましては、この度の歳出補正に関連したもののほか、現年予算にて計上しております東山小学校の改築工事及び中の島中学校の給食室棟増築工事に関し、事業の遅れにより当該年度中にその支出を終えることが困難となりましたため、併せて、繰越明許費として設定させていただいておりますことを申し添えます。

令和4年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会関連分の概要の説明は以上でございます。

つきましては、議案第3号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第4号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** それでは、議案第4号「議会の議案についての市長への意見の申出について」ご説明いたします。

本案は、令和5年第1回定例市議会において令和5年度一般会計予算案が提案される予定であり、その中に教育委員会関連分も含まれておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものです。

令和5年度の教育費予算の編成におきましても、引き続き事務点検・評価などをはじめ、教育委員の皆様からいただいた御意見・御指摘等を踏まえながら、市財政局へ予算要求を行っております。

財政局による査定の中で、一部事業実施にかかる経費の見直し等がなされましたが、概ね要求どおりの予算額となっております。限られた予算ではありますが、より効果的・効率的な事務の執行により、更なる教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、具体的な教育費予算案についてご説明いたします。意見書の次のページにございます「令和5年度一般会計当初予算案について」をご覧ください。

まず初めに、教育委員会全体の令和5年度予算案の概要をご説明させていただきます。「1 令和5年度予算総括」の表の太枠「5年度予算(案)」の一番上、「歳出合計」の欄をご覧ください。

令和5年度の歳出予算額といたしましては、534億2,400万円となり、左の令

和4年度予算額と比較しますと、106億5,100万円、率にしますと、24.9%の増となります。

次に、各部の令和5年度の歳出予算額でございますが、初めに、「歳出合計」の内訳、「生涯学習部」の欄をご覧ください。

生涯学習部の令和5年度の予算額は、449億1,300万円となり、4年度予算額と比較しますと、106億9,500万円、率としては、31.3%の増となっております。次に、「学校教育部」でございますが、令和5年度は、75億3,200万円となり、4年度予算額と比較しますと、3400万円の減、率にしますと、0.5%の減となっております。

最後に「中央図書館」でございますが、令和5年度は、9億7,800万円となり、4年度予算額と比較しますと、800万円、率にして、0.8%の減となっております。

歳出予算の主な増減理由といたしましては、「2 主な増減理由」にありますとおり、令和5年4月から始まる学校給食費の公会計運営や青少年科学館のリニューアルオープンに向けた展示物や施設設備等の更新・改修に伴う増などによるものとなります。

なお、本表中、「学校施設整備関連」でございますが、学校施設の改築等に係る事業につきましては、多岐にわたりますことから、局別施策の概要に記載されております学校新增改築費、学校用地取得造成費、学校施設改修費を学校施設整備関連として一括で記載させていただいております。

次に、資料の下段「3 主な新規事業等」でございますが、こちらには主な新規事業を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、お手元にお配りしております「令和5年度 局別施策の概要」により、令和5年度において、特に力を入れて取り組む各部の事業につきまして、ご説明させていただきます。

なお、こちらの局別施策の概要につきましては、1月30日に予定されております市長記者会見後に改めて製本されたものをお配りさせていただきます。

それでは初めに、私の方からは生涯学習部の各事業について説明させていただきます。局別施策の概要を1枚お開きください。

まず、1ページの上段、「教育委員会管理費」の上から4番目、「(仮称)第2期札幌市教育振興基本計画策定費」では、令和6年度以降の札幌市の教育の目標や方向性を明らかにし、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的に、次期の教育振興基本計画を策定いたします。

次に、3 ページの一番上、「学校給食費公会計運営費」では、これまで各学校単位で行っていた学校給食費の徴収・管理を、令和5年4月から札幌市の一元管理とし、保護者の利便性向上や安定した給食提供、学校の業務負担軽減による質の高い教育活動の実現を図ってまいります。

次に、4 ページの一番下、「学校施設改築費」では、老朽化が進んだ学校施設を対象に順次改築を実施しており、令和5年度は東山小学校など6校の改築工事や、琴似小学校、新琴似北中学校などの改築に向けた実施設計等を行ってまいります。

最後に、5 ページの一番下、「学校施設バリアフリー化整備費」では、学校施設のバリアフリー化を推進するため、段差解消やバリアフリースイールの整備、要配慮児童生徒等の在籍校及び進学予定校にエレベーターの整備を計画的に進めてまいります。

以上で生涯学習部の説明を終わります。

#### ○学校教育部長 学校教育部の予算についてご説明いたします。

お手元の局別施策の概要7ページをご覧ください。

まず、一番上、「義務教育学校関係費」では、令和5年4月に開校する福移学園の時間講師の新規配置に係る費用や、今後義務教育学校として開校を予定している定山溪地区、真駒内地区、厚別南・青葉地区における開校準備に要する経費を計上し、全市の小中一貫した教育のモデル的な取組を推進してまいります。

同じく、7 ページの上から5 番目、「小中一貫した地域とともにある学校づくり推進費」では、小中一貫した教育の推進に向けたコーディネーターの配置に係る費用や、コミュニティ・スクールの導入に向けた在り方検討委員会、他都市視察などに係る経費を計上し、家庭や地域と一体となって義務教育9年間の子どもの育ちを支える体制づくりを進めてまいります。

以上で学校教育部の説明を終わります。

#### ○中央図書館長 中央図書館の予算についてご説明いたします。

同じく局別施策の概要の10 ページの上段、「中央図書館運営管理費」の2 番目、「さっぽろ読書・図書館プラン2022 事業費」では、今年度5月に策定いたしました「さっぽろ読書・図書館プラン2022」の各取組を確実に実行、実現させることを目的に、市民ニーズの分析や他都市の先進事例の調査研究などを行い、図書館の将来の在り方に関する方針を策定いたします。

次に、10 ページの下段、「子どもの読書活動推進費」の「読書チャレンジ・子

どもの読書活動推進費」では、えほん図書館での図書館デビューをはじめとして、子どもの読書を推し進めていくための各種事業を実施してまいります。

以上で中央図書館の説明を終わります。

○生涯学習部長 以上、令和5年度一般会計当初予算案の概要でございます。つきましては、議案第4号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○中野委員 局別施策の概要における、学校施設改築費について教えてください。元町小学校と向陵中学校について、解体工事の欄には載っていますが、改築工事には載っていないというのはどのように理解すればいいのでしょうか。

○学校施設担当部長 学校の改築については、複数年にわたることが多いので、必ずしも解体工事と改築工事が同年度に実施されるものではございません。学校によって工程やスケジュールも違うため、予算計上の仕方にも違いがございます。

○中野委員 わかりました。ありがとうございます。もう1点教えてください。部活動外部人材活用費について、部活動を外部の人材に任せようという最近の流れのものだと思いますが、他の都市では人材の確保に苦慮しているという話も聞いています。札幌市における現状を教えてください。

○学校教育部長 まず、ここに計上している予算については、最近話題になっている部活動の地域移行のための予算ではなく、過去から継続して実施している事業で、これまでも一定程度の人材確保はできている状況です。今後の部活動の地域移行にあたって、どのように人材を確保するか、予算をつけるかは現在検討しているところです。

○中野委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいです

か。

○佐藤委員 GIGA スクール構想推進費について、これは新1年生用に端末を新たに整備するためのものでしょうか。また、学校給食費公会計運営費について、82億円はどういったことに充てられるものでしょうか。

○学校 ICT 推進担当 GIGA スクール構想推進費について、新1年生用の端末は、6年生が使っていたものを使っただくことを想定しています。足りなくなる場合は、予備機も多数用意しているので、そちらを使っただくこととなります。

○佐藤委員 使用する生徒が代わる際に、データの削除等、なにか手間はかかるものなのでしょうか。

○学校 ICT 推進担当 データはクラウド上に保存されているものなので、特にそういった作業は必要ありません。

○佐藤委員 今使用している機器の耐用年数はどのようにお考えでしょうか。

○学校 ICT 推進担当 6年としています。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○学校施設担当部長 学校給食費公会計運営費について、これまでは各学校の私会計で給食費を管理し、食材費等に充てていたところですが、来年度からは公会計として教育委員会が管理することとなります。保護者や教職員から給食費を歳入として受け入れ、この会計から食材費等を支出するというものです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○石井委員 学校施設バリアフリー化整備費は段差の解消やエレベーターやトイレの整備等のための費用ということかと思いますが、学校施設リニューアル

改修費にもバリアフリー化整備工事に係る費用が含まれているとの記載があります。リニューアル改修とはどういうものなのか教えてください。

○**学校施設担当部長** 学校は 100 年維持できるように建てる必要があるんですが、学校内の設備はそこまで耐用年数が長くないため、一定年数が経過後、大規模な設備等の改修が必要となります。そのために実施する工事に係る費用を学校施設リニューアル改修費として計上しています。

○**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第 4 号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第 5 号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第 5 号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校施設担当部長** 議案第 5 号の「議会の議案についての市長への意見の申出について」ご説明いたします。

本案は、本年 2 月 13 日に招集予定の令和 5 年第 1 回定例市議会に札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものであります。

この度の改正は、定山溪地区新設義務教育学校を設置し、これに伴い、定山溪小学校及び定山溪中学校を廃止するほか、ひがしなえぼ幼稚園、あつべつきた幼稚園、もいわ幼稚園及び手稲中央幼稚園を廃止するものです。

まず、定山溪地区新設義務教育学校の設置、定山溪小学校及び定山溪中学校の廃止について、説明いたします。

本市においては、「小中一貫した教育の在り方検討委員会」における検討等を



経て、令和元年度に「札幌市小中一貫した教育基本方針」、令和2年度に「札幌市における義務教育学校の設置方針」を策定し、小学校と中学校を一つの学校として運営する義務教育学校が、本市が推進する小中一貫教育に適しており、通学区域がおおむね同一であり、かつ、既存の校舎が小中学校で一体のものであるか、又は、今後小中学校で一体的な校舎整備が可能な場合に、義務教育学校を設置することといたしました。

これを踏まえ、通学区域が同一であり、ともに校舎の改築時期が迫っている定山溪小学校及び定山溪中学校について一体的な校舎整備を行った上で義務教育学校に改編することといたしました。

なお、本年4月には札幌市立義務教育学校福移学園を本市初の義務教育学校として設置することとしており、この度の義務教育学校の設置は、本市で2例目となります。

また、新設する義務教育学校の名称については、今後地域との協議を行った上で決定することとしており、本改正では暫定的にこれを「定山溪地区新設義務教育学校」とし、正式な名称が決定次第、当該決定後に招集される市議会において当該義務教育学校の名称変更に係る条例案を提出する予定です。

次に、ひがしなえぼ幼稚園、あつべつきた幼稚園、もいわ幼稚園及び手稲中央幼稚園の廃止について説明いたします。

本市においては、「市立幼稚園の在り方検討会議」での議論等を経て、令和2年度に、今後の市立幼稚園が果たしていくべき役割や在り方等を示した「市立幼稚園の今後の在り方に関する方針」を策定しているところです。

市立幼稚園の定員充足率については、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度以降は低下傾向となっており、今後も市立幼稚園の供給過多が見込まれる状況において、市立幼稚園がこれまで果たしてきた研究実践園としての役割を充実・強化していくためには、市立幼稚園の利用者の利便性や地域間のバランスに考慮しながら、一定程度の集団規模を確保しつつ、限られた財源や人的資源を集約するなどして効率的に市立幼稚園を運営していく必要があります。

以上のことを踏まえ、本市の幼児教育の更なる振興に向けた体制強化を図るため、定員充足率や周辺の市立幼稚園の状況等も考慮し、市立幼稚園の今後の在り方に関する方針において、令和6年度末をもってひがしなえぼ幼稚園、あつべつきた幼稚園、もいわ幼稚園及び手稲中央幼稚園の4園を廃止し、中央区・南区エリア、北区・東区エリア、白石区・厚別区エリア、豊平区・清田区エリア及び西区・手稲区エリアのそれぞれに配置する市立幼稚園を1園とすることといたしました。

なお、改正条例の施行期日は、定山溪地区新設義務教育学校の開校予定日であり、かつ、再編対象園の廃止予定日である令和7年4月1日からとしております。議案の説明は以上でございます。

意見書内容について適当としてよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第5号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第6号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 議案第6号は、「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。

本案は、福移学園開設に伴う関係条例の改正案を第1回定例市議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を市長に述べるものです。

一枚おめくりいただきまして、『改正概要 義務教育学校の設置に伴う関係条例の一部改正について』をご覧ください。

『1 改正の背景』ですが、本市においては、令和5年4月1日に札幌市立福移小学校及び札幌市立福移中学校を改編して札幌市立義務教育学校福移学園を設置することとしております。

これにより、学校教育法第1条に規定する「義務教育学校」という新たな学校種を設置することとなることから、「札幌市児童福祉法施行条例」、「札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金支給条例」及び「札幌市就学援助審議会条例」について規定整備を行う必要が生じたため、改正を行うものです。

改正内容につきましては、『2 改正内容』に詳しく記載しておりますが、3

条例とも義務教育学校の前期課程を小学校と同様に、義務教育学校の後期課程を中学校と同様に扱う改正となっております。

具体的な改正内容につきましては、改正条例案、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**佐藤委員** 児童福祉法施行条例の新旧対照表について、中等教育学校の教諭の免許状を有する者という記載を削除するとのことですが、中等教育学校の教諭の免許状というのはそもそも存在するのでしょうか。

○**学びのプロジェクト担当係長** 中等教育学校の教諭の免許状というのはありません。

○**佐藤委員** 今後進めようとしている義務教育学校の設置にあたっては、小学校と中学校、両方の免許を持っている教員を配置する想定でしょうか。

○**学びのプロジェクト担当係長** 可能な限りそうしたいとは思っていますが、どちらの免許も持っている教員にも限りがあるのが現状です。小学校と中学校の繋がり部分、小学校5年生から中学校1年生ぐらいまでの連携を強く意識した取組を進めていきたいと思っていますので、それぞれのクラスの先生が連携をとって取り組めるよう、小学校と中学校の免許を持った先生を可能な限り配置できればと考えています。

○**佐藤委員** わかりました。今おっしゃったように小学校5年生から中学校1年生までの先生方が協働することによって得られる経験を札幌市全体に拡げていくことで教育の発展に繋がっていくのではないかなと思います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第6号については提案どおり決定させていただきます。